

新 旧 対 照 表

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について
(昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知)

改正	現行
<p data-bbox="853 347 1122 501">社 庶 第 2 9 号 昭 和 6 3 年 2 月 1 2 日 (最終改正) <u>社 援 発 0 5 3 1 第 5 1 号</u> <u>令 和 5 年 5 月 3 1 日</u></p> <p data-bbox="185 564 450 593">各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p data-bbox="853 660 1088 721">厚生省社会局長 厚生省児童家庭局長</p> <p data-bbox="331 785 972 845">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p> <p data-bbox="185 909 1122 1094">社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条において社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づき厚生労働省令で定める施設を定めたところであるが、各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等については別添1、介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については別添2に示すとおりであるので、参考までに通知する。</p>	<p data-bbox="1798 347 2067 501">社 庶 第 2 9 号 昭 和 6 3 年 2 月 1 2 日 (最終改正) <u>社 援 発 0 5 2 7 第 2 号</u> <u>令 和 4 年 5 月 2 7 日</u></p> <p data-bbox="1131 564 1395 593">各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p data-bbox="1798 660 2033 721">厚生省社会局長 厚生省児童家庭局長</p> <p data-bbox="1279 785 1919 845">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p> <p data-bbox="1131 909 2067 1094">社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条において社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づき厚生労働省令で定める施設を定めたところであるが、各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等については別添1、介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については別添2に示すとおりであるので、参考までに通知する。</p>

<p>別添1 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く。）にあつては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第54条の6第1項第1号及び第2号、第56条第1項第2号、第3号及び第6号並びに第2項、第66条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第71条の3第1項第1号及び第2号、第71条の8第1項第1号及び第2号並びに第73条第1項第1号及び第2号に規定する児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る。）及び訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る。）並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第6号）による改正前の指定通所基準第66条第1項第1号、第71条の2第1項第1号並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号及び第54条の2第1項第1号に規定する指導員</p> <p>(10)～(29) (略)</p> <p>2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲 施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(55) (同右)</p> <p>(56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添3.3（地域生活定着促</p>	<p>別添1 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設（児童発達支援センターを除く。）にあつては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第3項第3号、第4号及び第5号、第54条の6第1項第1号及び第2号、第56条第1項第2号、第3号及び第6号並びに第2項、第66条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第3項第3号、第4号及び第5号、第71条の3第1項第1号及び第2号、第71条の8第1項第1号及び第2号並びに第73条第1項第1号及び第2号に規定する児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る。）及び訪問支援員（保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る。）並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第6号）による改正前の指定通所基準第66条第1項第1号、第71条の2第1項第1号並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号及び第54条の2第1項第1号に規定する指導員</p> <p>(10)～(29) (略)</p> <p>2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲 施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(55) (略)</p> <p>(56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添3.1（地域生活定着促</p>
---	--

<p>進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センター ・相談援助業務を行っている職員</p> <p>(57)～(85) (同右)</p> <p><u>(86) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成十三年法律第三十一号)第3条に基づく配偶者暴力相談支援センター</u> ・<u>同法第4条の婦人相談員</u></p> <p><u>(87)</u> 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記(1)から(86)までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設 ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員</p> <p>3 業務従事期間の計算方法 (同右)</p> <p>4 2 <u>(87)</u>の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領 (1) 認定基準 ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。 (福祉に関する相談援助とは認められないものの例) 医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等 イ 上記1及び2の(1)から<u>(86)</u>までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。 (2) 認定の手続 ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2 <u>(87)</u>に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。 イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第4号又は第7号に係る社会福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。</p>	<p>進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センター ・相談援助業務を行っている職員</p> <p>(57)～(85) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(86)</u> 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記(1)から(86)までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設 ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員</p> <p>3 業務従事期間の計算方法 (略)</p> <p>4 2 <u>(86)</u>の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領 (1) 認定基準 ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。 (福祉に関する相談援助とは認められないものの例) 医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等 イ 上記1及び2の(1)から<u>(85)</u>までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。 (2) 認定の手続 ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2 <u>(86)</u>に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。 イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第4号又は第7号に係る社会福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。</p>
--	--

別記様式

厚生労働大臣 殿

番 年 月 号 日

養成施設等又は
指定試験機関
代表者

厚生労働大臣の個別認定について（協議）

標記について、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号）の別添1「指定施設における業務の範囲等」の4に基づき協議いたします。

No.

実務経験自己申告書

年 月 日

養成施設等又は
指定試験機関 殿
代表者

申告者
氏名

私の福祉に関する相談援助の実務経験は、社会福祉士試験受験資格又は社会福祉士養成施設等に入学又は入所できる実務経験であると思われるので、申告いたします。

事業名	
施設名	
職種	
常勤・非常勤の区分	
就業期間	年月日～年月日（年月）
	年月日～年月日（年月）
	年月日～年月日（年月）
業務内容	


添付書類

- 個別認定に係る「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社授発第0328001号）様式4又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日19文科高第918号社授発第0328003号）様式4の実務経験証明書（個票）の写
- 事業・業務の根拠となる団体等の条例、要綱、定款又は寄付行為等の写
- 事業概要（業務の内容等がわかるもの）
- 施設の組織図
- 勤務実態がわかるもの
- 活動事例（主なもの2例）

別記様式

厚生労働大臣 殿

番 年 月 号 日

養成施設等又は
指定試験機関
代表者 

指定施設における業務について（協議）

標記について、「指定施設における業務の範囲等について」の3に基づき協議いたします。

No.

実務経験自己申告書

年 月 日

養成施設等又は
指定試験機関 殿
代表者

申告者
氏名 

私の福祉に関する相談援助の実務経験は、社会福祉士試験受験資格又は社会福祉士養成施設等に入学又は入所できる実務経験であると思われるので、申告いたします。

事業名	
施設名	
職種	
常勤・非常勤の区分	
就業期間	年月日～年月日（年月）
	年月日～年月日（年月）
	年月日～年月日（年月）
業務内容	

添付書類

- 個別認定に係る社会福祉士養成施設等指導要領の様式4の実務経験証明書（個票）の写
- 事業・業務の根拠となる団体等の条例、要綱、定款又は寄付行為等の写
- 事業概要（業務の内容等がわかるもの）
- 施設の組織図
- 勤務実態がわかるもの
- 活動事例（主なもの1～2例）